

農業者のみなさまへ



肥料の高騰に対する支援を行います

～ 四万十市肥料高騰対策緊急支援事業 ～

コロナ禍における物価高騰の影響などさまざまな社会的要因に伴い、農業生産に必要となる肥料の価格が高騰していることから、肥料代の一部についての支援を行います。

《制度概要》

対象者	対象者は以下の条件をすべて満たす方です(法人含む) ① 令和4年1月1日現在で四万十市内に住所がある方 ② 現在も農業を営んでいる方 ③ 令和3年中の農業収入が 50 万円以上かつ令和3年中の農業経営に係る肥料費が 5 万円以上の方 (ただし令和 3 年 1 月 1 日以降に認定された認定新規就農者の方も対象とします。※別途要件あり)
補助対象経費	令和3年分の農業所得に係る肥料費 (※認定新規就農者については、別途要件あり)
補助率等	肥料費の 1/4 以内 (1,000 円未満切り捨て) ※ 補助上限額 30 万円
申請受付期間	令和 4 年 9 月 1 日(木)から令和 4 年 12 月 28 日(水)まで 午前8時 30 分から午後5時15分の間 (ただし土・日・祝日と平日午後0時～午後 1 時は除く)
申請に必要なもの	令和3年中の農業収入及び経費が分かる書類 (確定申告書、決算書等の写し) 通帳等本人口座のわかるもの 印鑑 など
申請場所	四万十市役所5階 農林水産課または 四万十市西土佐総合支所1階 産業建設課

※ 不明な点は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ・申請先

(中村地域) 四万十市農林水産課農業振興係 0880-34-1117

(西土佐地域)四万十市西土佐総合支所

産業建設課産業振興係 0880-52-1113

